

みどり市地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和 6 年 5 月 31 日
告示第 85 号

みどり市公共交通会議設置要綱(平成 20 年みどり市告示第 162 号)の全部を改正する。
(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「再生法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。)の規定に基づき地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、もって地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うため、みどり市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務について協議を行うものとする。

- (1) みどり市の公共交通施策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 計画の作成及び変更に関すること。
- (3) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の態様に関すること。
- (6) みどり市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、協議を省略することができる。
この場合において、協議会においてこれを報告するものとする。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) バス停留所の新設
- (4) バス停留所の位置及び名称の変更
- (5) 天災、工事等の事由により、その路線が運行できない場合の路線の変更
- (6) 乗車定員等に変更のないバス車両の代替又は増車
- (7) 計画に位置付けられた事業の実施状況その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) みどり市区長会その他のみどり市内に存する団体を代表する者
- (2) 再生法第 2 条第 2 号に規定する公共交通事業者等及び運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送者を代表する者
- (3) 運送法第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者が営業所ごとに配置する同法第 2 条第 8 項に規定する事業用自動車を運転する者により構成される団体を代表する者
- (4) 学識経験を有する者

- (5) 国及び群馬県の関係行政機関の職員を代表する者
 - (6) みどり市の公共交通施策に関する事務をつかさどる職員を代表する者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (臨時委員)

第6条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前項の特別の事項を調査審議するため、会長の要請に応じて協議会の会議(以下単に「会議」という。)に出席するものとする。
- 3 臨時委員は、第1項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員(臨時委員を含む。次項及び次条第2項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、会議を欠席する場合は、その代理の者(当該委員の属する団体又は機関と同一の団体又は機関に属する者をいう。)を出席させることができるものとし、代理の者の出席をもって当該委員が出席したものとみなす。
- 5 会議は、公開する。ただし、協議会は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(書面による会議)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、次のいずれかに該当する場合は、書面による会議を開くことができる。

- (1) 協議会の議決を経なければならない事項で急施を要し、協議会を招集するいとまがないと認める場合
 - (2) 協議会の議決により、次に開催される会議において、書面による会議の開催の承認を受けている場合
 - (3) 災害その他やむを得ない理由により協議会を招集することができないと認める場合
- 2 書面による会議の議事は、委員の過半数が当該書面による会議の議事に参与し、その委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、書面による会議を開催した場合は、次の会議において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査審議を行うため、又は運送法第9条第4項に規定する運賃等を定めるため分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第12条 協議会に監事2人を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、協議会の協議内容及び経理の状況を監査し、その監査の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年 月 日から施行する。